

E B P M推進委員会の構成員の官職の指定について

令和 5 年 4 月 10 日
E B P M推進委員会会長決定

「E B P M推進委員会の開催について」（令和 5 年 3 月 31 日行政改革推進会議決定）第 2 項に規定する「会長の指定する官職にある各府省庁の E B P M 統括責任者」として、下記に掲げる官職を指定する。

記

人事院事務総局審議官
内閣府大臣官房政策立案総括審議官
宮内庁長官官房審議官
公正取引委員会事務総局官房政策立案総括審議官
警察庁長官官房政策立案総括審議官
個人情報保護委員会事務局次長
カジノ管理委員会事務局次長
金融庁総合政策局政策立案総括官
消費者庁政策立案総括審議官
こども家庭庁長官官房長
復興庁審議官
総務省大臣官房政策立案総括審議官
法務省大臣官房政策立案総括審議官
外務省大臣官房政策立案参事官
財務省大臣官房政策立案総括審議官
文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官
農林水産省大臣官房政策立案総括審議官
経済産業省大臣官房総括審議官
国土交通省大臣官房政策立案総括審議官
環境省大臣官房政策立案総括審議官
原子力規制委員会原子力規制庁次長
防衛省大臣官房政策立案総括審議官